

武蔵村山市立地適正化計画策定委員会設置要綱

令和5年8月4日

武蔵村山市訓令（乙）第191号

（設置）

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の第1項の規定に基づき、武蔵村山市立地適正化計画を定めるに当たり必要な事項について検討するため、武蔵村山市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、武蔵村山市立地適正化計画の策定に必要な事項について審議し、及び検討する。

（組織）

第3条 委員会は、委員9人をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げるところにより市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者 2人
- (2) 公共交通機関の職にある者 3人
- (3) 関係団体の職にある者 3人
- (4) 都市整備部長の職にある者 1人

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月4日から施行する。